

静岡県卸売市場関係資料

(令和4年度 青果・花き編)

令和6年3月

静岡県経済産業部農業局農業戦略課

目 次

I 卸売市場の概要

1 総括	
(1) 卸売市場数	1
(2) 組織形態別開設者数	1
(3) 組織形態別卸売業者数	1
2 卸売市場の概要	
(1) 用地面積の規模別市場数	1
(2) 卸売場の規模別市場数	1
(3) 取扱金額の規模別市場数	1
3 卸売業者の概要	
(1) 常時従業者(常勤役員を含む)の数別卸売業者数	2
(2) 資本金の規模別卸売業者数	2
(3) 取扱金額の規模別卸売業者数	2
(4) 手数料別の卸売業者数	2
(5) 卸売業者の経営状況等	3
4 入荷の形態	
(1) 青果	4
(2) 花き	7
5 販売の形態	8
6 販売先の状況	8

II 卸売市場の推移

1 青果卸売市場	
(1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移	9
(2) 認定市場における総取扱金額の推移	9
(3) 認定市場における市場別青果取扱金額割合の推移	10
(4) 認定市場(中央+地方)における青果取扱数量・金額の推移	10
(5) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移	11
(6) 認定市場における買付比率の推移	13
(7) 認定市場における販売方法の推移	13
(8) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移	13
(9) 認定市場における卸売業者の収益性の推移	13
2 花き卸売市場	
(1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移	14
(2) 認定市場における品目別取扱金額の推移	14
(3) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移	15
(4) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移	15
(5) 認定市場における卸売業者の収益性の推移	15

III 卸売業者別の状況

1 青果	
(1) 市場別卸売業者の概要	16
2 花き	
(1) 市場別卸売業者の概要	18
3 県内卸売市場配置図(青果・花き)	19

IV 参考

1 卸売市場法	20
2 卸売市場に関する基本方針	29
3 静岡県青果、花き及び食肉卸売市場事務処理要領	32

I 卸売市場の概要

1 総括

(1) 卸売市場数（令和4年4月1日現在）

市場区分	総合市場 (青果・水産物) (中央)	青果市場 (地方)	花き市場 (地方)	計
市場数	2	14	3	19

(2) 組織形態別開設者数（令和4年4月1日現在）

区分 市場区分	公設(地方 公共団体)	準公設 (第3セクター)	事業協 同組合	農業協 同組合	株式会社	その他会社	個人	計
中央 青果	2							2
地方 青果			1		13			14
地方 花き					3			3
計	2		1		16			19

(3) 組織形態別卸売業者数（令和4年4月1日現在）

区分 市場区分	公設(地方 公共団体)	準公設 (第3セクター)	事業協 同組合	農業協 同組合	株式会社	その他会社	個人	計
中央 青果					3			3
地方 青果			1		13			14
地方 花き					3			3
計			1		19			20

2 卸売市場の概要

(1) 用地面積の規模別市場数

用地面積 市場区分	500 ㎡ 未満	500 ㎡ 以上	1000 ㎡ 以上	1500 ㎡ 以上	2000 ㎡ 以上	2500 ㎡ 以上	3000 ㎡ 以上	3500 ㎡ 以上	4000 ㎡ 以上	5000 ㎡ 以上	10000 ㎡ 以上	20000 ㎡ 以上	30000 ㎡ 以上	40000 ㎡ 以上	計
中央 青果														2	2
地方 青果					2	1	1		2	5	1	2			14
地方 花き										1	2				3
計					2	1	1		2	6	3	2		2	19

(2) 卸売場の規模別市場数

卸売場面積 市場区分	200 ㎡ 未満	200 ㎡ 以上	300 ㎡ 以上	330 ㎡ 以上	500 ㎡ 以上	700 ㎡ 以上	1000 ㎡ 以上	1200 ㎡ 以上	1500 ㎡ 以上	1700 ㎡ 以上	2000 ㎡ 以上	3000 ㎡ 以上	5000 ㎡ 以上	7000 ㎡ 以上	10000 ㎡ 以上	計
中央 青果															2	2
地方 青果	1				1	1	4	2	1	1	1	1		1		14
地方 花き					1		1				1					3
計	1				2	1	5	2	1	1	2	1		1	2	19

(3) 取扱金額の規模別市場数

取扱金額 市場区分	取扱 実績 なし	5000 万円 未満	5000 万円 以上	1億円 以上	2億円 以上	3億円 以上	5億円 以上	7億円 以上	10億 円 以上	15億 円 以上	20億 円 以上	50億 円 以上	100億 円 以上	150億 円 以上	無回答	計
中央 青果													1	1		2
地方 青果			2	2	1	3	1	1	1	1		1	1			14
地方 花き										1	2					3
計			2	2	1	3	1	1	1	2	2	1	2	1		19

3 卸売業者の概要

(1) 常時従業者(常勤役員を含む)の数別卸売業者数

業者区分		従業員数							計
		5人以下	6~9人	10~30人	31~50人	51~70人	71~100人	101人以上	
中央	青果					1	2		3
地方	青果	2	5	5	1	1			14
	花き				1	2			3
計		2	5	5	2	4	2		20

(2) 資本金の規模別卸売業者数

業者区分		資本金											計	
		100万円以下	200万円以下	500万円以下	700万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	10,000万円以下	50,000万円以下		50,000万円以上
中央	青果								1		2			3
地方	青果			1		3	1	2	3	2	2			14
	花き										3			3
計				1		3	1	2	4	2	7			20

(3) 取扱金額の規模別卸売業者数

業者区分		取扱実績なし	取扱金額												無回答	計	
			5000万円未満	5000万円以上	1億円以上	2億円以上	3億円以上	5億円以上	7億円以上	10億円以上	15億円以上	20億円以上	50億円以上	100億円以上			150億円以上
中央	青果														3		3
地方	青果		2	2	1	3	1	1	1	1	1		1	1			14
	花き											1	2				3
計			2	2	1	3	1	1	1	2	2	1	4				20

(4) 手数料別の卸売業者数

業者区分		品目別手数料	野菜						無回答	計
			7%未満	7%以上	8%以上	8.5%	8.6%以上	9%以上		
中央	青果						3			3
地方	青果			2	9		1		2	14
	花き									

業者区分		品目別手数料	果物					無回答	計
			7%未満	7%	7.1%以上	8%以上	9%以上		
中央	青果			3					3
地方	青果		1	4		7	2		14
	花き								

業者区分		品目別手数料	花き						無回答	計
			7%未満	7%以上	8%以上	9%以上	10%以上	11%以上		
中央	青果									
地方	青果									
	花き						3			3

注：手数料については、各業者からの報告の最高手数料率により分類した。

(5) 卸売業者の経営状況等

区分		売上総利益率 < 売上総利益 / 総売上高 (=取扱高) >											
		△5%未満	△5%以上 △3%未満	△3%以上 △1%未満	△1%以上 0%未満	0%以上	1%以上	3%以上	5%以上	7%以上	9%以上	無回答	計
中央	青果								2	1			3
地方	青果								3	2	9		14
	花き										3		3
計									5	3	12		20

区分		出荷奨励金交付率 < 出荷奨励金 / 総売上高 (=取扱高) >						
		0.5%未満	0.5%以上	1.0%以上	1.5%以上	無	無回答	計
中央	青果		3					3
地方	青果	7				7		14
	花き	2		1				3
計		9	3	1		7		20

区分		完納奨励金交付率 < 完納奨励金 / 総売上高 (=取扱高) >						
		0.5%未満	0.5%以上	1.0%以上	1.5%以上	無	無回答	計
中央	青果		3					3
地方	青果	9	1			4		14
	花き					3		3
計		9	4			7		20

区分		人件費率 < 人件費 / 総売上高 (=取扱高) >										
		1%未満	1%以上	1.5%以上	2%以上	2.5%以上	3%以上	3.5%以上	4%以上	5%以上	無回答	計
中央	青果					2	1					3
地方	青果	1					1		4	8		14
	花き									3		3
計		1				2	2		4	11		20

区分		当期利益率 < 当期純利益 / 総売上高 (=取扱高) >												
		△10%未満	△10%以上	△5%以上	△3%以上	△1%以上	△0.5%以上	0%以上	0.5%以上	1%以上	3%以上	5%以上	10%以上	無回答
中央	青果							3						3
地方	青果			2	1	1	2	4	2	2				14
	花き							1	2					3
計				2	1	1	2	8	4	2				20

4 入荷の形態
(1) 青果
中央卸売市場

区分 入荷先	品目 上段 数量 (トン) 下段 金額 (百万円)	県内産			県外産			輸入品			合計			
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	計	
個人生産者	野菜	トン	2,892	47	2,939	245	4	249				3,137	51	3,188
		百万円	491	17	508	16	1	17				507	18	525
	果実	トン	1,742	46	1,788	48	1	49				1,790	47	1,837
		百万円	497	21	518	6	1	7				503	22	525
商人又は商社	野菜	トン	1,608	1,483	3,091	7,714	18,648	26,362	171	780	951	9,493	20,911	30,404
		百万円	813	234	1,047	2,005	3,985	5,990	127	565	692	2,945	4,784	7,729
	果実	トン	388	265	653	1,993	1,444	3,437		6,653	6,653	2,381	8,362	10,743
		百万円	104	116	220	748	567	1,315		1,987	1,987	852	2,670	3,522
任意組合	野菜	トン	7,501		7,501	1,986	109	2,095				9,487	109	9,596
		百万円	819		819	215	28	243				1,034	28	1,062
	果実	トン	394	26	420	197	197	394				591	223	814
		百万円	104	32	136	60	73	133				164	105	269
協同組合及び同連合会	野菜	トン	8,219	266	8,485	35,681	3,127	38,808				43,900	3,393	47,293
		百万円	2,805	42	2,847	7,455	430	7,885				10,260	472	10,732
	果実	トン	7,880	16	7,896	6,064	567	6,631				13,944	583	14,527
		百万円	4,208	6	4,214	3,155	197	3,352				7,363	203	7,566
中央卸売市場からの転送	野菜	トン		832	832	664	966	1,630				664	1,798	2,462
		百万円		231	231	213	250	463				213	481	694
	果実	トン		297	297	121	425	546		791	791	121	1,513	1,634
		百万円		147	147	57	212	269		157	157	57	516	573
中央卸売市場以外の市場からの転送	野菜	トン		66	66		1,934	1,934		9	9		2,009	2,009
		百万円		18	18		774	774		7	7		799	799
	果実	トン		111	111		190	190		33	33		334	334
		百万円		97	97		99	99		15	15		211	211
その他	野菜	トン	10	7,029	7,039	4	3,254	3,258		10	10	14	10,293	10,307
		百万円	12	1,347	1,359	6	448	454		13	13	18	1,808	1,826
	果実	トン		1,973	1,973		1,114	1,114		11	11		3,098	3,098
		百万円		983	983		549	549		16	16		1,548	1,548
合計	野菜	トン	20,230	9,723	29,953	46,294	28,042	74,336	171	799	970	66,695	38,564	105,259
		百万円	4,940	1,889	6,829	9,910	5,916	15,826	127	585	712	14,977	8,390	23,367
	果実	トン	10,404	2,734	13,138	8,423	3,938	12,361		7,488	7,488	18,827	14,160	32,987
		百万円	4,913	1,402	6,315	4,026	1,698	5,724		2,175	2,175	8,939	5,275	14,214

地方卸売市場

区分 入荷先	品目 上段 数量 (トン) 下段 金額 (百万円)	県内産			県外産			輸入品			合計			
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	計	
個人生産者	野菜	トン	12,628	140	12,768	655	1,783	2,438	6	23	29	13,289	1,946	15,235
		百万円	2,724	106	2,830	183	483	666	1	12	13	2,908	601	3,509
	果実	トン	4,593	139	4,732	555	250	805	29	11	40	5,177	400	5,577
		百万円	1,464	46	1,510	213	131	344	13	4	17	1,690	181	1,871
商人又は は商社	野菜	トン	950	480	1,430	5,047	7,899	12,946	142	372	514	6,139	8,751	14,890
		百万円	307	173	480	1,175	2,040	3,215	43	166	209	1,525	2,379	3,904
	果実	トン	129	187	316	1,638	690	2,328	146	1,328	1,474	1,913	2,205	4,118
		百万円	31	66	97	667	264	931	35	474	509	733	804	1,537
任意組合	野菜	トン	1,497	89	1,586	548	547	1,095				2,045	636	2,681
		百万円	297	28	325	60	81	141				357	109	466
	果実	トン	517	11	528	218	80	298				735	91	826
		百万円	510	7	517	148	29	177				658	36	694
協同組合及び 同連合会	野菜	トン	4,486	88	4,574	5,323	2,688	8,011				9,809	2,776	12,585
		百万円	1,487	56	1,543	1,466	443	1,909	1		1	2,954	499	3,453
	果実	トン	2,394	152	2,546	925	109	1,034				3,319	261	3,580
		百万円	1,243	39	1,282	588	70	658				1,831	109	1,940
中央卸売市場 からの 転送	野菜	トン	91	726	817	432	5,398	5,830	12	37	49	535	6,161	6,696
		百万円	47	130	177	127	1,703	1,830	3	16	19	177	1,849	2,026
	果実	トン	35	890	925	174	2,579	2,753	8	123	131	217	3,592	3,809
		百万円	12	398	410	47	1,273	1,320	9	56	65	68	1,727	1,795
中央卸売市場 以外の 市場から の転送	野菜	トン	465	258	723	24	178	202				489	436	925
		百万円	112	65	177	6	58	64				118	123	241
	果実	トン	355	41	396	94	84	178				449	125	574
		百万円	148	45	193	40	45	85				188	90	278
その他	野菜	トン	248	16	264	41	531	572				289	547	836
		百万円	45	5	50	8	122	130				53	127	180
	果実	トン	66	47	113		11	11				66	58	124
		百万円	19	14	33		5	5				19	19	38
合計	野菜	トン	20,365	1,797	22,162	12,070	19,024	31,094	160	432	592	32,595	21,253	53,848
		百万円	5,019	563	5,582	3,025	4,930	7,955	48	194	242	8,092	5,687	13,779
	果実	トン	8,089	1,467	9,556	3,604	3,803	7,407	183	1,462	1,645	11,876	6,732	18,608
		百万円	3,427	615	4,042	1,703	1,817	3,520	57	534	591	5,187	2,966	8,153

全体（中央＋地方）

区分 入荷先	品目 上段 数量 (トン) 下段 金額 (百万円)	県内産			県外産			輸入品			合計			
		委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	計	
個人生産者	野菜	トン	15,520	187	15,707	900	1,787	2,687	6	23	29	16,426	1,997	18,423
		百万円	3,215	123	3,338	199	484	683	1	12	13	3,415	619	4,034
	果実	トン	6,335	185	6,520	603	251	854	29	11	40	6,967	447	7,414
		百万円	1,961	67	2,028	219	132	351	13	4	17	2,193	203	2,396
商人又は は商社	野菜	トン	2,558	1,963	4,521	12,761	26,547	39,308	313	1,152	1,465	15,632	29,662	45,294
		百万円	1,120	407	1,527	3,180	6,025	9,205	170	731	901	4,470	7,163	11,633
	果実	トン	517	452	969	3,631	2,134	5,765	146	7,981	8,127	4,294	10,567	14,861
		百万円	135	182	317	1,415	831	2,246	35	2,461	2,496	1,585	3,474	5,059
任意組合	野菜	トン	8,998	89	9,087	2,534	656	3,190				11,532	745	12,277
		百万円	1,116	28	1,144	275	109	384				1,391	137	1,528
	果実	トン	911	37	948	415	277	692				1,326	314	1,640
		百万円	614	39	653	208	102	310				822	141	963
協同組合及び 同連合会	野菜	トン	12,705	354	13,059	41,004	5,815	46,819				53,709	6,169	59,878
		百万円	4,292	98	4,390	8,921	873	9,794	1		1	13,214	971	14,185
	果実	トン	10,274	168	10,442	6,989	676	7,665				17,263	844	18,107
		百万円	5,451	45	5,496	3,743	267	4,010				9,194	312	9,506
中央卸売市場 からの 転送	野菜	トン	91	1,558	1,649	1,096	6,364	7,460	12	37	49	1,199	7,959	9,158
		百万円	47	361	408	340	1,953	2,293	3	16	19	390	2,330	2,720
	果実	トン	35	1,187	1,222	295	3,004	3,299	8	914	922	338	5,105	5,443
		百万円	12	545	557	104	1,485	1,589	9	213	222	125	2,243	2,368
中央卸売市場 以外の 市場から の転送	野菜	トン	465	324	789	24	2,112	2,136		9	9	489	2,445	2,934
		百万円	112	83	195	6	832	838		7	7	118	922	1,040
	果実	トン	355	152	507	94	274	368		33	33	449	459	908
		百万円	148	142	290	40	144	184		15	15	188	301	489
その他	野菜	トン	258	7,045	7,303	45	3,785	3,830		10	10	303	10,840	11,143
		百万円	57	1,352	1,409	14	570	584		13	13	71	1,935	2,006
	果実	トン	66	2,020	2,086		1,125	1,125		11	11	66	3,156	3,222
		百万円	19	997	1,016		554	554		16	16	19	1,567	1,586
合計	野菜	トン	40,595	11,520	52,115	58,364	47,066	105,430	331	1,231	1,562	99,290	59,817	159,107
		百万円	9,959	2,452	12,411	12,935	10,846	23,781	175	779	954	23,069	14,077	37,146
	果実	トン	18,493	4,201	22,694	12,027	7,741	19,768	183	8,950	9,133	30,703	20,892	51,595
		百万円	8,340	2,017	10,357	5,729	3,515	9,244	57	2,709	2,766	14,126	8,241	22,367

(2) 花 き
地方卸売市場

区分	品目	換算しない実数 (千本)(千鉢)(千本) 金額(百万円)	県内産			県外産			輸入品			計		
			委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計	委託	買付	小計
個人生産者	切花	千本	9,457	219	9,676	16,280	68	16,348				25,737	287	26,024
		百万円	788	118	906	1,145	21	1,166				1,933	139	2,072
	鉢物	千鉢	3,341	1	3,342	5,955	15	5,970				9,296	16	9,312
		百万円	424	37	461	1,481	47	1,528				1,905	84	1,989
花木	千本													
	百万円													
商人又は商社	切花	千本		5	5	158		158	14,141	154	14,295	14,299	159	14,458
		百万円		1	1	15		15	826	53	879	841	54	895
	鉢物	千鉢				4		4				4		4
		百万円				1		1				1		1
花木	千本													
	百万円													
任意組合	切花	千本	101		101	1,878		1,878				1,979		1,979
		百万円	8		8	197		197				205		205
	鉢物	千鉢												
		百万円												
花木	千本													
	百万円													
協同組合及び同連合会	切花	千本	4,672		4,672	34,076		34,076				38,748		38,748
		百万円	361	7	368	2,381	250	2,631				2,742	257	2,999
	鉢物	千鉢				100		100				100		100
		百万円				19	7	26				19	7	26
花木	千本													
	百万円													
中央卸売市場からの転送	切花	千本					384	384					384	384
		百万円					44	44					44	44
	鉢物	千鉢					35	35					35	35
		百万円					15	15					15	15
花木	千本													
	百万円													
中央卸売市場以外の市場からの転送	切花	千本					306	306					306	306
		百万円					49	49					49	49
	鉢物	千鉢					4	4					4	4
		百万円					9	9					9	9
花木	千本													
	百万円													
その他	切花	千本	26		26	20		20				46		46
		百万円	1		1	1		1				2		2
	鉢物	千鉢	17		17	144		144				161		161
		百万円				33		33				33		33
花木	千本				22		22				22		22	
	百万円				17		17				17		17	
合計	切花	千本	14,256	224	14,480	52,412	758	53,170	14,141	154	14,295	80,809	1,136	81,945
		百万円	1,158	126	1,284	3,739	364	4,103	826	53	879	5,723	543	6,266
	鉢物	千鉢	3,358	1	3,359	6,203	54	6,257				9,561	55	9,616
		百万円	424	37	461	1,534	78	1,612				1,958	115	2,073
花木	千本				22		22				22		22	
	百万円				17		17				17		17	

5 販売の形態

(1) 中央卸売市場

(単位：数量トン、花き 千本、金額 百万円)

区分	せり		相対(先取り)		相対(予約・注文)		相対(定価)		相対(その他)		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
野菜	18,108	3,138	1,978	697	12,761	3,022			72,412	16,510	105,259	23,367
果実	6,655	2,585	1,743	845	6,815	2,720			17,774	8,064	32,987	14,214
計		5,723		1,542		5,742				24,574		37,581

(2) 地方卸売市場

(単位：数量トン、花き 千本、金額 百万円)

区分	せり		相対(先取り)		相対(予約・注文)		相対(定価)		相対(その他)		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
野菜	14,667	3,367	6,513	1,533	31,133	8,592	1,026	187	509	100	53,848	13,779
果実	6,059	2,335	2,559	1,021	9,731	4,706	201	72	58	19	18,608	8,153
花き	19,274	1,325	13,621	1,401	58,688	5,131				499	91,583	8,356
計		7,027		3,955		18,429		259		618		30,288

(3) 全体

(単位：数量トン、花き 千本、金額 百万円)

区分	せり		相対(先取り)		相対(予約・注文)		相対(定価)		相対(その他)		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
野菜	32,775	6,505	8,491	2,230	43,894	11,614	1,026	187	72,921	16,610	159,107	37,146
果実	12,714	4,920	4,302	1,866	16,546	7,426	201	72	17,832	8,083	51,595	22,367
花き	19,274	1,325	13,621	1,401	58,688	5,131				499	91,583	8,356
計		12,750		5,497		24,171		259		25,192		67,869

6 販売先の状況

(1) 中央卸売市場

単位：百万円

区分	仲卸業者	買受人 (仲卸業者を除く)	その他	計
野菜	15,666	4,329	3,372	23,367
果実	7,870	3,791	2,553	14,214
計	23,536	8,120	5,925	37,581

(2) 地方卸売市場

単位：百万円

区分	仲卸業者	買受人 (仲卸業者を除く)	その他	計
野菜	570	12,677	532	13,779
果実	102	7,457	594	8,153
花き	181	7,798	377	8,356
計	853	27,932	1,503	30,288

(3) 全体

単位：百万円

区分	仲卸業者	買受人 (仲卸業者を除く)	その他	計
野菜	16,236	17,006	3,904	37,146
果実	7,972	11,248	3,147	22,367
花き	181	7,798	377	8,356
計	24,389	36,052	7,428	67,869

Ⅱ 卸売市場の推移

1 青果卸売市場

(1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移（各年4月1日現在）

単位：市場、社

	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者
中央市場	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3
地方市場	15	15	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14
その他市場	4	4	4	4	4	4	4	4	—	—	—	—	—	—
合計	21	22	21	22	21	22	21	22	16	17	16	17	16	17

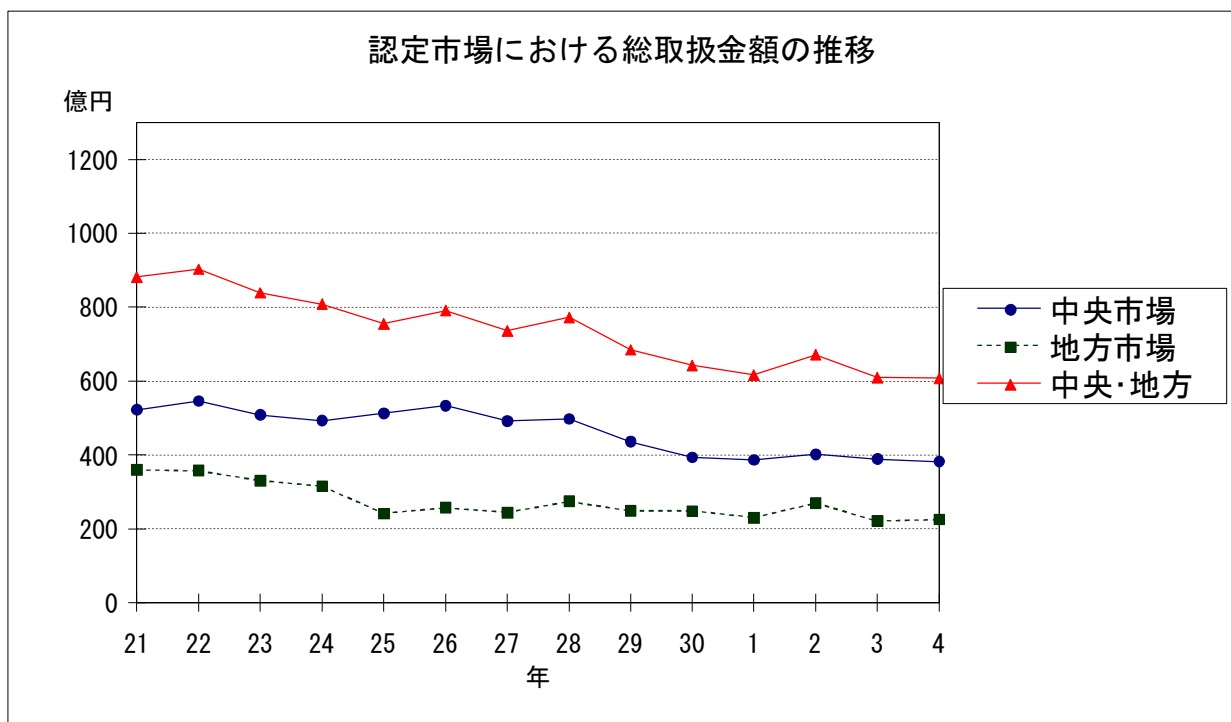
注：令和2年からその他市場を調査対象から除外

(2) 認定市場における総取扱金額の推移

単位：億円

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
中央市場	522	546	508	493	513	534	492	498	436	394	387	402	389	382
地方市場	360	357	330	315	241	257	244	274	249	248	230	270	221	225
合計	882	903	838	808	754	791	736	772	685	642	617	672	610	607

注：野菜、果実以外の従たる品目の取扱金額を含む



(3) 認定市場における市場別青果取扱金額割合の推移

単位：％

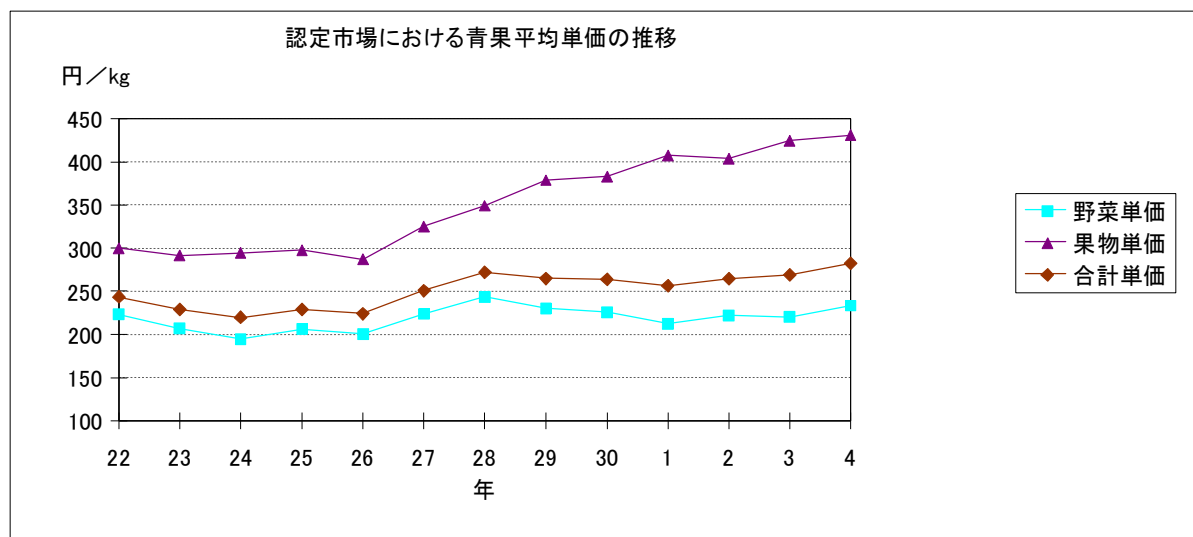
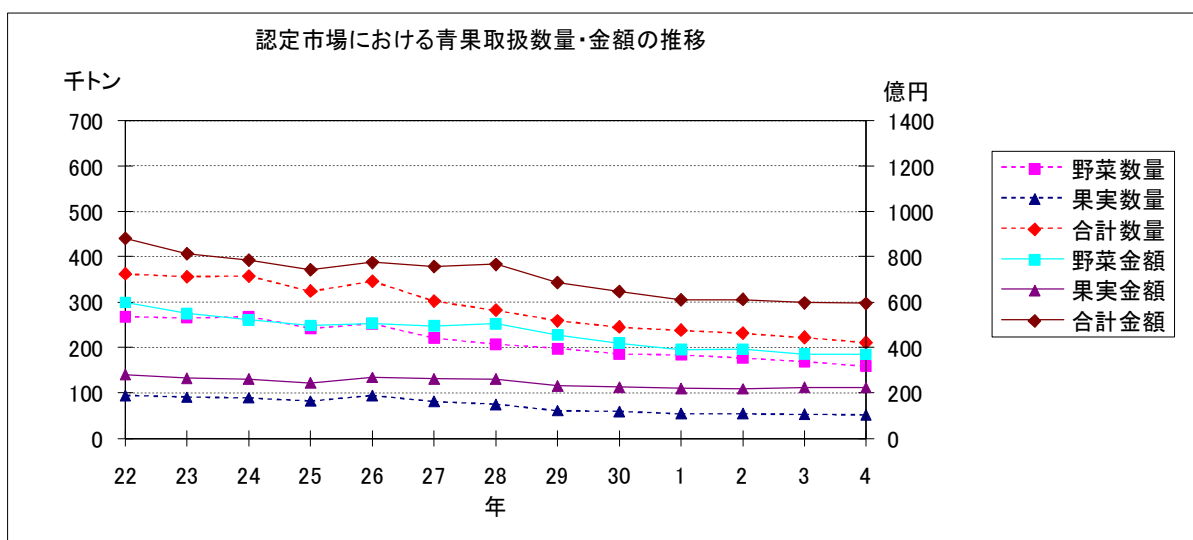
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
中央市場	68	68	67	65	64	61	63	60	64	63
地方市場	32	32	33	35	36	39	37	40	36	37
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

注：小数点1位を四捨五入処理しているため、合計が100%に一致しない場合もある。

(4) 認定市場（中央+地方）における青果取扱数量・金額の推移

単位：千トン、億円、円/kg

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
野菜	数量	268	265	268	242	252	221	207	198	186	184	177	169	159
	金額	598	549	522	498	505	494	504	455	420	390	393	372	371
	平均単価	223	207	195	206	200	224	243	230	226	212	222	220	233
果実	数量	94	91	89	82	94	81	75	61	59	54	54	53	52
	金額	282	265	262	244	270	263	262	231	226	220	218	225	224
	平均単価	300	291	294	298	287	325	349	379	383	407	404	425	431
合計	数量	362	356	357	324	346	302	282	259	245	238	231	222	211
	金額	880	814	784	742	775	757	766	686	646	610	611	597	595
	平均単価	243	229	220	229	224	251	272	265	264	256	265	269	282



(5) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移

ア 野菜

単位：％

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
中央市場	県内産	地場	7.4	7.9	6.2	6.2	5.6	5.7	5.7
		系統	9.5	10.2	9.9	13.3	10.5	11.7	12.2
		転送	2.1	1.2	1.6	1.8	4.9	1.2	1.1
		その他	6.4	6.3	6.0	7.2	7.9	9.1	10.3
		小計	25.4	25.6	23.7	28.6	28.9	27.7	29.2
	県外産	系統	33.0	33.7	39.0	34.8	37.6	37.1	33.7
		転送	6.7	7.9	8.5	8.3	3.9	5.1	5.3
		その他	34.9	32.8	28.8	28.3	29.6	30.0	31.7
		小計	74.6	74.4	76.3	71.4	71.1	72.3	70.8
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
地方市場	県内産	地場	20.2	23.4	23.5	23.8	23.2	23.4	22.9
		系統	9.8	10.3	9.5	10.5	10.2	10.8	11.2
		転送	4.2	4.1	2.7	2.7	2.6	2.2	2.6
		その他	6.8	6.8	5.1	4.8	4.0	4.3	3.8
		小計	41.0	44.6	40.9	41.7	40.0	40.7	40.5
	県外産	系統	8.3	9.5	14.0	15.0	14.1	14.9	13.9
		転送	21.2	17.4	16.5	15.2	15.7	15.3	13.9
		その他	29.6	28.4	28.6	28.1	30.1	29.1	31.7
		小計	59.1	55.4	59.1	58.3	60.0	59.3	59.5
	計		100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
中央・地方 合計	県内産	地場	11.8	13.4	12.6	12.5	12.1	12.0	12.1
		系統	9.6	10.2	9.8	12.3	10.4	11.4	11.8
		転送	2.8	2.2	2.0	2.2	4.0	1.5	1.6
		その他	6.5	6.5	5.7	6.4	6.5	7.4	7.9
		小計	30.7	32.3	30.1	33.3	33.0	32.4	33.4
	県外産	系統	24.4	25.2	29.7	27.7	29.0	29.2	26.4
		転送	11.7	11.3	11.4	10.8	8.2	8.8	8.5
		その他	33.1	31.2	28.7	28.2	29.8	29.7	31.7
		小計	69.2	67.7	69.9	66.7	67.0	67.6	66.6
	計		99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

*（注1）地場とは農家個人出荷と任意組合出荷分である。

*（注2）小数点1位未満を四捨五入処理しているため、合計が100%に一致しない場合もある。

イ 果 実

単位：％

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
中央市場	県内産	地場	5.0	5.3	5.9	5.1	4.9	4.9	4.6
		系統	28.9	31.0	33.1	31.0	30.5	29.9	29.6
		転送	3.4	4.5	4.5	3.7	5.5	1.3	1.7
		その他	4.7	2.2	1.6	2.4	4.3	7.5	8.5
		小計	42.0	43.0	45.2	42.2	45.2	43.5	44.4
	県外産	系統	22.0	26.0	25.5	26.2	24.3	24.2	23.6
		転送	4.9	5.5	5.3	6.4	4.1	3.4	3.8
		その他	31.1	25.4	24.0	25.2	26.4	28.9	28.2
		小計	58.0	57.0	54.8	57.8	54.8	56.5	55.6
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
地方市場	県内産	地場	20.0	22.9	21.6	22.1	22.2	23.4	24.9
		系統	15.3	16.0	16.1	15.4	15.2	14.3	15.7
		転送	8.6	7.5	7.1	5.9	6.4	7.5	7.4
		その他	4.4	4.1	2.7	2.5	1.8	2.0	1.6
		小計	48.3	50.5	47.4	46.0	45.6	47.3	49.6
	県外産	系統	9.5	9.8	9.5	9.2	8.4	8.7	8.1
		転送	18.3	18.6	19.9	21.3	20.2	20.8	18.0
		その他	24.0	21.1	23.1	23.4	25.8	23.2	24.3
		小計	51.8	49.5	52.6	54.0	54.4	52.7	50.4
	計		100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

単位：％

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
中央・地方 合計	県内産	地場	10.0	12.0	11.7	11.4	11.4	11.7	12.0
		系統	24.3	25.3	26.8	25.2	24.8	24.2	24.6
		転送	5.2	5.6	5.5	4.5	5.8	3.5	3.8
		その他	4.6	2.9	2.0	2.4	3.4	5.5	6.0
		小計	44.1	45.9	46.0	43.6	45.3	44.9	46.3
	県外産	系統	17.8	19.8	19.5	19.9	18.4	18.5	17.9
		転送	9.4	10.5	10.8	11.9	10.1	9.8	9.0
		その他	28.7	23.8	23.7	24.5	26.2	26.8	26.8
		小計	55.9	54.1	54.0	56.4	54.7	55.1	53.7
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

*（注1）地場とは農家個人出荷と任意組合出荷分である。

*（注2）小数点1位未満を四捨五入処理しているため、合計が一致しない場合もある。

(6) 認定市場における買付比率の推移

単位：％

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
中央	野菜	39.2	36.9	33.0	33.2	34.8	35.7	35.9
	果実	40.5	34.1	30.8	32.3	34.7	35.8	37.1
	合計	38.8	36.0	32.2	32.9	34.8	35.7	36.4
地方	野菜	40.4	36.7	37.1	37.2	40.5	39.3	41.3
	果実	38.8	34.0	37.5	38.7	41.3	38.4	36.4
	合計	38.8	35.7	37.2	37.8	40.8	38.9	39.5
合計	野菜	39.6	36.8	34.5	34.6	36.9	37.0	37.9
	果実	39.9	34.1	33.3	34.7	37.1	36.7	36.8
	合計	38.8	35.9	34.1	34.7	37.0	36.9	37.5

(7) 認定市場における販売方法の推移

ア 中央

単位：％

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
野菜	せり	19.3	13.0	13.5	15.5	12.9	13.1	13.4
	相対	80.7	87.0	86.5	84.5	87.1	86.9	86.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
果実	せり	22.9	16.2	15.3	15.8	19.2	18.8	18.2
	相対	77.1	83.8	84.7	84.2	80.8	81.2	81.8
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ 地方

単位：％

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
野菜	せり	30.6	31.5	28.5	28.3	26.0	26.9	24.4
	相対	69.4	68.5	71.5	71.7	74.0	73.1	75.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
果実	せり	32.9	32.1	30.4	28.2	27.4	29.1	28.6
	相対	67.1	67.9	69.6	71.8	72.6	70.9	71.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* 「相対」は「I卸売市場の概要」中「5販売の形態」の相対（先取り）、相対（予約・注文）、相対（定価）、相対（その他）の合計

(8) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移

単位：社

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
100億円以上		4	4	4	3	3	3	4
20億円以上～100億円未満		2	2	2	3	4	2	1
20億円未満		12	12	12	12	10	12	12
計		18	18	18	18	17	17	17

(9) 認定市場における卸売業者の収益性の推移

単位：％，百万円

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
売上総利益率	中央	5.78	6.17	6.58	6.44	6.46	6.28	6.22
	地方	9.20	9.97	10.10	10.26	8.83	10.57	10.45
	計	5.74	7.55	7.94	7.86	7.41	7.83	7.79
営業利益率	中央	-0.04	0.07	0.02	-0.17	0.41	0.16	0.03
	地方	0.54	0.51	0.32	-0.03	0.07	-0.06	0.09
	計	0.29	0.23	0.13	-0.12	0.27	0.08	0.05
従業員1人当り年間取扱金額	中央	186	169	158	162	172	168	165
	地方	120	110	100	91	97	91	92
	計	147	142	129	126	131	129	127

* 売上総利益率＝売上総利益÷取扱高×100

* 取扱高に対する総利益の割合、収益性を示す

営業利益率＝営業利益÷取扱高×100

* 取扱高に対する営業利益の割合、収益性・経営能率を示す

2 花き卸売市場

(1) 卸売市場数及び卸売業者数の推移（各年4月1日現在）

単位：市場、社

	平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者	市場	卸売業者
地方市場	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
その他市場	3	2	3	2	3	2	3	2	—	—	—	—	—	—
合計	6	5	6	5	6	5	6	5	3	3	3	3	3	3

注：市場数には分場数を含む。また、その他市場のうち1市場の開設者・卸売業者は、地方市場の開設者・卸売業者でもある。

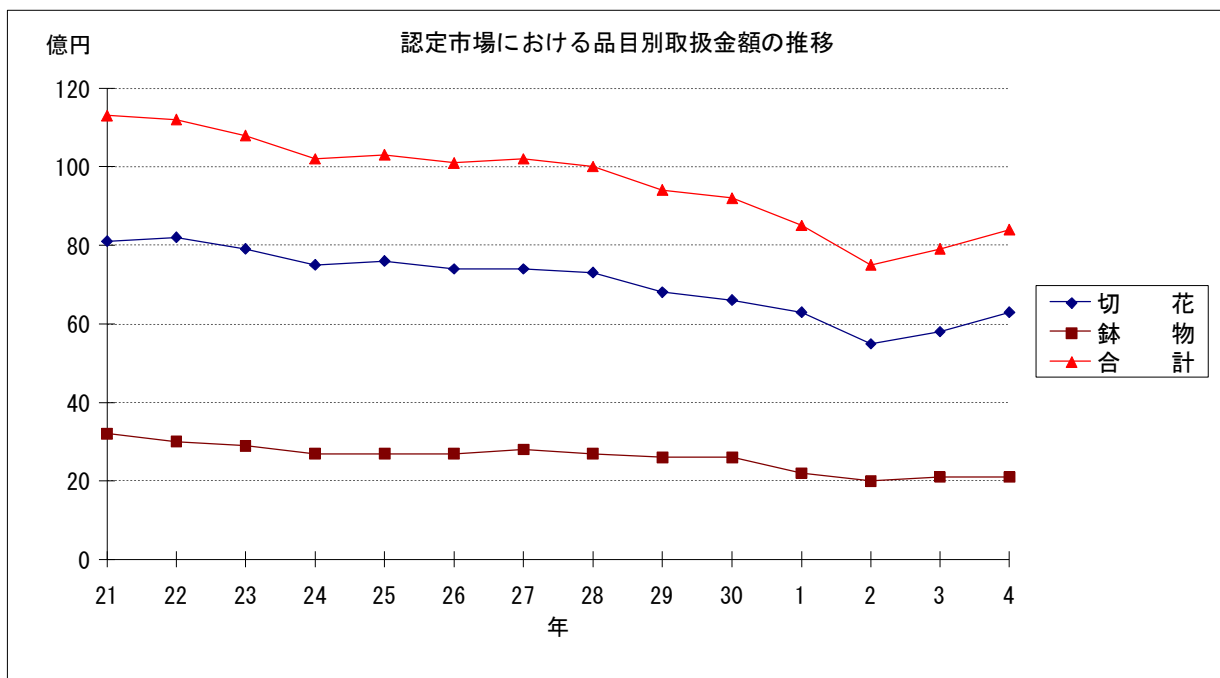
注：令和2年からその他市場を調査対象から除外

(2) 認定市場における品目別取扱金額の推移

単位：億円

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
切花	81	82	79	75	76	74	74	73	68	66	63	55	58	63
鉢物	32	30	29	27	27	27	28	27	26	26	22	20	21	21
その他(花木)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	113	112	108	102	103	101	102	100	94	92	85	75	79	84

(注) 「その他」については花木のみのため、「市場別卸売業者の概要」中の数値とは異なる



(3) 認定市場における入荷形態別金額割合の推移

ア 切花

単位：％

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
県内産	地場	15.4	15.0	15.7	16.1	14.8	14.9	14.6
	系統	6.0	6.7	6.3	6.4	5.8	6.0	5.9
	転送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.5	0.4	0.4	0.6	0.5	0.1	0.0
	小計	21.9	22.2	22.4	23.1	21.1	21.0	20.5
県外産	系統	45.3	44.6	41.5	41.9	43.4	42.0	42.0
	転送	1.5	1.4	1.5	1.6	1.5	2.0	1.5
	その他	29.7	32.0	34.6	33.4	34.1	35.0	36.0
	小計	76.5	78.0	77.6	76.9	78.9	79.0	79.5
計		98.4	100.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

イ 鉢物

単位：％

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
県内産	地場	22.2	23.3	21.4	23.3	22.1	22.1	22.2
	系統	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	転送	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小計	22.2	23.3	21.4	23.3	22.2	22.1	22.2
県外産	系統	4.5	4.8	4.9	1.3	1.0	1.1	1.3
	転送	1.2	1.4	1.7	1.7	3.4	2.5	1.2
	その他	72.1	70.5	71.9	73.6	73.4	74.2	75.3
	小計	77.8	76.7	78.6	76.7	77.8	77.9	77.8
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

*（注1）地場とは農家個人出荷と任意組合出荷分である。

*（注2）小数点1位未満を四捨五入処理しているため、合計が一致しない場合もある。

(4) 認定市場における取扱金額別卸売業者数の推移

単位：社

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
20億円以上	3	3	2	2	2	2	2
20億円未満	0	0	1	1	1	1	1
計	3	3	3	3	3	3	3

(5) 認定市場における卸売業者の収益性の推移

単位：％、百万円

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
売上総利益率	10.79	10.94	10.95	11.27	11.20	11.02	10.98
営業利益率	0.07	-0.23	-0.43	-0.28	0.05	0.41	0.49
従業員1人当り 年間取扱金額	49.29	48.02	49.41	46.25	44.67	48.98	51.14

(注) 売上総利益率＝売上総利益÷取扱高×100

* 取扱高に対する総利益の割合、収益性を示す

営業利益率＝営業利益÷取扱高×100

* 取扱高に対する営業利益の割合、収益性・経営能率を示す

Ⅲ 卸売業者別の状況

1 青果

(1) 市場別卸売業者の概要

区分	番号	市場名 開設者名	開設区分	所在地	卸売業者の 組織・名称 及び 代表者の 役職氏名	〈市外局番〉 電話番号 FAX	せり 開始 時刻	資本金 (百万円)		上段：取扱量(トン) 中段：取扱高(百万円) 下段：手数料率(%)				県内産 取扱率 (%)		施設規模(m ²)			仲卸業者	買受人 ()内は 常時再掲
								従業者数 (人)	野菜	果実	その他	計	上：野菜	下：果実	用地	卸売場	駐車場			
中央	1	静岡中央卸売市場 (静岡市)	公設	(〒420-0922) 静岡市葵区流通センター1-1	静岡V F㈱ 代表取締役社長 関原 秀夫	〈054〉 263-3021 261-6094	5:00	80	41,394	6,455	388	48,237	25.0	2.2	173,961	17,120	44,296	12	174 (87)	
								71	9,042	2,842	202	12,086	45.0	8.9						
中央	2	浜松中央卸売市場 (浜松市)	公設	(〒435-0023) 浜松市南区新貝町239-1	榊浜中 代表取締役社長 山下 茂春	〈053〉 427-7051 427-7167	6:30	30	26,853	13,982	926	41,761	28.3	6.5	165,068	24,727	63,700	11	287 (100)	
								70	6,157	5,760	186	12,103	42.6	14.4						
中央	3				浜松青果㈱ 代表取締役社長 松井 英司	〈053〉 427-7000 427-7031	6:30	60	37,012	12,550	825	50,387	34.7	1.4					328 (113)	
								91	8,168	5,612	257	14,037	46.0	19.5						
中央小計								170	105,259	32,987	2,139	140,385	29.2	3.0	/			23	789 (300)	
								232	23,367	14,214	645	38,226	44.4	15.3						
地方	1	〔地〕下田青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒415-0037) 下田市数根4-15	榊下田青果 代表取締役社長 中村 良彦	〈0558〉 22-3310 22-6650	8:00	20	260	166	15	441	19.0	4.8	2,550	829	1,578		28 (20)	
								7	105	57	13	175	29.8	17.5						
地方	2	〔地〕伊東青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒414-0053) 伊東市荻791	伊東青果㈱ 代表取締役 土屋 進	〈0557〉 37-0001 38-8000	8:00	50	868	274		1,142	50.6	0.6	2,071	1,136	526		66 (42)	
								10	174	104	35	313	87.5							
地方	3	〔地〕三島青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒411-0015) 三島市山新田144-1	三島青果㈱ 代表取締役 宮澤 誠	〈055〉 971-2500 971-2958	7:00	30	13,933	4,882	391	19,206	44.2	2.2	10,707	3,313	6,347		165 (128)	
								39	3,531	2,227	187	5,945	43.2	11.8						
地方	4	〔地〕東海青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒419-0124) 田方郡函南町塚本743-1	東海食品青果㈱ 代表取締役社長 井村 大輔	〈055〉 979-4300 979-4305	7:30	18	823	778	57	1,658	44.5	3.0	7,035	1,168	143		95 (37)	
								7	236	323	13	572	18.0	10.8						
地方	5	〔地〕沼津中央青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒410-0312) 沼津市原2608-56	沼津中央青果㈱ 代表取締役社長 櫻田 光雄	〈055〉 915-2323 915-2329	6:45	90	22,247	7,106	630	29,983	30.3	1.9	27,295	7,641	14,489		282 (183)	
								64	6,411	3,493	134	10,038	43.5	6.7						
地方	6	〔地〕岳南富士〔地〕 (卸売業者に同じ)	民設	(〒417-0031) 富士市田島100	富士中央青果㈱ 代表取締役社長 小林 充	〈0545〉 53-7011 53-8172	6:45	45	5,877	1,078		6,955	33.1	1.1	26,013	2,506	6,800	5	113 (73)	
								24	1,248	398		1,646	61.6	1.0						
地方	7	〔地〕富士青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒416-0908) 富士市袖木292	榊富士青果食品 市場 代表取締役 佐野 昌志	〈0545〉 61-4027 61-7336	7:00	30	887	746	139	1,772	49.3		3,064	1,313	2,006		53 (14)	
								9	217	242	23	482	73.1	5.4						
地方	8	〔地〕丸や焼津青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒425-0071) 焼津市三ヶ名1100	丸や焼津青果㈱ 代表取締役社長 原田 正博	〈054〉 628-4165 628-4167	7:30	18	1,475	297	27	1,799	91.2	2.0	5,160	1,369	2,138		34 (32)	
								25	352	96	40	488	92.7							
地方	9	〔地〕藤枝中央青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒426-0037) 藤枝市青木2丁目8-15	榊藤枝中央青果 代表取締役 村松 弘志	〈054〉 641-0416 644-3416	7:30	15	3,752	915		4,667	72.8	0.8	5,210	1,890	55		34 (29)	
								27	636	311		947	77.2	2.6						
地方	10	〔地〕相良青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒421-0533) 牧之原市新庄587	榊相良青果市場 代表取締役社長 永田 正之	〈0548〉 58-1288 58-1802	7:30	10	2,354	1,131	132	3,617	69.4	0.8	8,527	1,630	3,414		81 (34)	
								13	605	675	35	1,315	68.0	3.4						

区分	番号	市場名 開設者名	開設 区分	所在地	卸売業者の 組織・名称 及び 代表者の 役職氏名	〈市外局番〉 電話番号 F A X	せり 開始 時刻	資 本 金 (百万 円)		上段：取扱量(トン) 中段：取扱高(百万円) 下段：手数料率(%)				県内産 取扱率 (%) 上：野 菜 下：果 実	輸入品 取扱率 (%) 上：野 菜 下：果 実	施設規模(m ²)			仲 卸 業 者	買受人 ()内は 常時再掲
								従 業 者 数 (人)		野 菜	果 実	そ の 他	計			用 地	卸 売 場	駐 車 場		
地方	11	〔地〕吉田青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒421-0301) 椋原郡吉田町 住吉714-2	株吉田青果市場 代表取締役 杉山 孔将	〈0548〉 32-0267 32-2005	7:30	56		286	26	40	352	31.1		5,196	112	3,000		28 (28)
								7		61	7	2	70	42.9						
地方	12	〔地〕磐田青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒438-0811) 磐田市一言 2578	磐田青果市場株 代表取締役社長 小林 麗子	〈0538〉 35-2268 35-2267	7:00	10		696	424		1,120	52.1		4,649	1,000	5,919		39 (28)
								7		144	106	6	256	74.5						
地方	13	〔地〕協同組合気賀青果 (卸売業者に同じ)	民設	(〒431-1305) 浜松市北区細 江町気賀 1656-3	協同組合気賀青 果 代表理事 野口 俊幸	〈053〉 522-0109 522-0109	7:30	4		145	568		713	100.0		4,214	614	1,400		14 (12)
								3		24	80		104	100.0						
地方	14	〔地〕湖西青果市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒431-0301) 湖西市新居町 中之郷2324	株湖西青果市場 代表取締役 池谷 喜代隆	〈053〉 594-0712 594-0712	7:30	10		245	217	30	492	60.0		2,400	1,000	1,200		18 (18)
								3		35	34	10	79	58.8						
地方小計								406		53,848	18,608	1,461	73,917	40.5	1.8	/			5	1,050 (678)
()								245		13,779	8,153	498	22,430	49.6	7.2	/				
()								576		159,107	51,595	3,600	214,302	33.4	2.6	/			28	1,839 (978)
()								477		37,146	22,367	1,143	60,656	46.3	12.4	/				

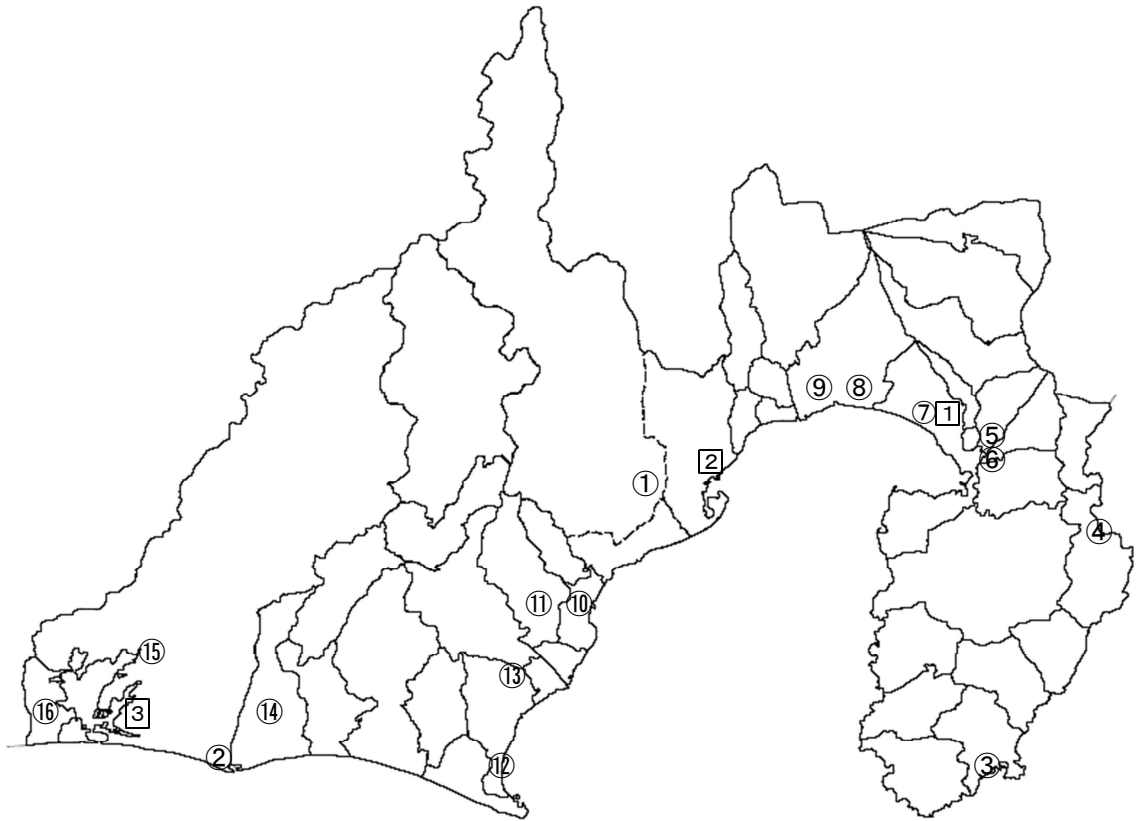
2 花き

(1) 市場別卸売業者の概要

区分	番号	市場名 開設者名	開設区分	所在地	卸売業者の 組織・名称 及び 代表者の 役職氏名	〈市外局番〉 電話番号 F A X	せり 開始時刻	資本金 (百万円)	上段：取扱量（千本又は千鉢） 中段：取扱高(百万円) 下段：手数料率（%）					県内産 取扱率 (%) 上：切 花 中：鉢 物 下：花 木	輸入品 取扱率 (%) 上：切 花 中：鉢 物 下：花 木	施設規模 (㎡)			仲卸業者	買受人 ()内 は常時 再掲
									従業員数 (人)	切花	鉢物	花木	その他			計	用地	卸売場		
地方 1	[地] 静岡県花き園芸 卸売市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒410-0007) 沼津市西沢田 榎田332	静岡県花き園 芸卸売市場 代表取締役社長 濱島 真	〈055〉 923-1818 924-4118	生花 8:30 鉢物 9:00* 植木 9:30	98	17,354	2,083	22	—	19,459	15.5	3.6	6,905	639	2,871		380 (198)	
							40	1,331	468	17	—	1,816	44.4							
								10.0	10.0	10.0	—									
地方 2	[地] するが花き卸売市 場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒424-0103) 静岡市清水区 尾羽579-1	するが花き卸 売市場 代表取締役社長 青山 孝好	〈054〉 365-1187 365-5991	9:00	95	27,661	4,909	—	—	32,570	25.7	14.3	15,178	1,036	6,000	1	456 (222)	
							63	2,645	1,063	—	—	3,708	16.7							
								10.0	10.0	10.0	—									
地方 3	[地] 浜松生花地方卸 売市場 (卸売業者に同じ)	民設	(〒431-1103) 浜松市西区湖 東町5851-2	浜松生花地方 卸売市場 代表取締役 山下 哲広	〈053〉 486-3131 486-2261	切花 8:00 園芸 8:30	99	36,930	2,624	—	—	39,554	17.4	19.8	11,418	2,448	8,052	2	726 (180)	
							70	2,290	542	—	—	2,832	14.0							
								10.0	10.0	10.0	—									
地方小計							292	81,945	9,616	22	—	91,583	20.5	14.0	/			3	1,562 (600)	
							173	6,266	2,073	17	—	8,356	22.2							

注：「※」は曜日によってせり開始時刻が異なることを示す。

3 県内卸売市場配置図（青果・花き）



I 青果卸売市場

番号	市場名	番号	市場名
①	静岡市中央卸売市場	⑨	〔地〕富士青果
②	浜松市中央卸売市場	⑩	〔地〕丸や焼津青果
③	〔地〕下田青果市場	⑪	〔地〕藤枝中央青果
④	〔地〕伊東青果	⑫	〔地〕相良青果市場
⑤	〔地〕三島青果市場	⑬	〔地〕吉田青果市場
⑥	〔地〕東海青果市場	⑭	〔地〕磐田青果
⑦	〔地〕沼津中央青果	⑮	〔地〕協同組合気賀青果
⑧	岳南富士〔地〕	⑯	〔地〕湖西青果市場

II 花き卸売市場

番号	市場名	番号	市場名
㊦	〔地〕静岡県花き園芸卸売市場	㊧	〔地〕浜松生花地方卸売市場
㊨	〔地〕するが花き卸売市場		

IV 参 考

- 1 卸売市場法
- 2 卸売市場に関する基本方針
- 3 静岡県青果、花き及び食肉卸売市場事務処理要領

○ 卸売市場法(2020年6月21日から最終改正の施行)

(昭和46年4月3日法律第35号)

最終改正:平成30年6月22日法律第62号

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 卸売市場に関する基本方針(第三条)

第三章 中央卸売市場(第四条～第十二条)

第四章 地方卸売市場(第十三条～第十五条)

第五章 雑則(第十六条・第十七条)

第六章 罰則(第十八条・第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、卸売市場が食品等の流通(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。)において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。

4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

第二章 卸売市場に関する基本方針

第三条 農林水産大臣は、卸売市場に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

二 卸売市場の施設に関する基本的な事項

三 その他卸売市場に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 中央卸売市場

(中央卸売市場の認定)

第四条 卸売市場(その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。)であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。)を公表すること。
五 受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
六 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
七 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。

ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

6 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場(次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。)に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

二 中央卸売市場の名称

三 中央卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

(欠格事由)

第五条 地方公共団体以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の認定を受けることができない。

一 法人でない者

二 その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくなった日から二年を経過しないもの

三 第十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

四 第十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消し又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人
(変更の認定)

第六条 中央卸売市場の開設者は、第四条第二項各号に掲げる事項又は業務規程の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 中央卸売市場の開設者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第四条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。
(中央卸売市場の休止及び廃止)

第七条 中央卸売市場の開設者は、その中央卸売市場の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を、取引参加者に通知するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。
(認定の失効)

第八条 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 当該中央卸売市場の業務の全部が廃止されたとき。

二 当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定があったとき。

2 中央卸売市場の開設者は、当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定を受けようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により第四条第一項の認定がその効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。
(指導及び助言)

第九条 農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。
(措置命令)

第十条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、その開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
(認定の取消し)

第十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 当該中央卸売市場が、第四条第一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこととなったとき。

二 当該中央卸売市場が、第四条第五項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

三 その開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったとき。

四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定(第六条第一項の変更の認定を含む。)又は第十三条第一項の認定(第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。)を受けたことが判明したとき。

五 その開設者が、次条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 その開設者が、この法律若しくは第五条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(報告及び検査)

第十二条 中央卸売市場の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならない。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章 地方卸売市場

(地方卸売市場の認定)

第十三条 卸売市場であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を都道府県知事に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 取引参加者が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

- ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。
- ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。
- 四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。
- イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法
- ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法
- 五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。)を公表すること。
五 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
六 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

- 六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。
- ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。
- ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。
- 七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。
- 八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。
- 6 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場(次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。)に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。
 - 一 開設者の名称及び住所
 - 二 地方卸売市場の名称

三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

(準用)

第十四条 第五条から第十条まで、第十一条(第一項第一号に係る部分を除く。)及び第十二条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定(第六条第一項を除く。)中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六条第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事(以下第十二条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十一条第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。

(農林水産大臣への報告等)

第十五条 農林水産大臣は、都道府県知事に対し、地方卸売市場に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は地方卸売市場の行政に関し必要な助言若しくは勧告をすることができる。

第五章 雑則

(助成)

第十六条 国は、中央卸売市場の開設者であって食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが同法第六条第二項に規定する認定計画(次項において「認定計画」という。)に従って当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが認定計画に従って当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うように努めるものとする。

(都道府県が処理する事務等)

第十七条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

第六章 罰則

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第七項又は第十三条第七項の規定に違反して、中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を称した者

二 第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

※「附則抄」から「附則（平成二五年六月一四日法律第四四号）抄」までは省略

附則（平成三〇年六月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日
- 二 附則第三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定（第二十七条第二項に係る部分に限る。）並びに附則第四条、第十五条から第十八条まで及び第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（卸売市場に関する基本方針に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の卸売市場法（以下「新卸売市場法」という。）第三条の規定の例により、卸売市場に関する基本方針を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた卸売市場に関する基本方針は、第三号施行日において新卸売市場法第三条の規定により定められたものとみなす。

（中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置）

第三条 その開設する卸売市場（新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場に該当するものをいう。次項から第四項までにおいて同じ。）について新卸売市場法第四条第一項の認定を受けようとする開設者（新卸売市場法第二条第三項に規定する開設者に該当する者をいう。第三項において同じ。）は、第三号施行日前においても、新卸売市場法第四条第一項から第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の申請があった場合においては、第三号施行日前においても、新卸売市場法第四条第五項及び第五条（次条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第四条第一項の認定を受けたものとみなす。
- 3 その開設する卸売市場について新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けようとする開設者は、第三号施行日前においても、同項から同条第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。
- 4 前項の申請に係る卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事は、当該申請があった場合においては、第三号施行日前においても、新卸売市場法第十三条第五項及び新卸売市場法第十四条において準用する新卸売市場法第五条（次条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けたものとみなす。
- 5 第一条の規定による改正前の卸売市場法（次条において「旧卸売市場法」という。）第二条第三項に規定する中央卸売市場（次項において「旧中央卸売市場」という。）又は同条第四項に規定する地方卸売市場（次項において「旧地方卸売市場」という。）に係る第一項又は第三項の申請については、新卸売市場法第四条第二項又は第十三条第二項の規定にかかわらず、卸売市場（新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場をいう。次項において同じ。）の施設に関する事項その他の農林水産省令で定める事項の記載を省略することができる。
- 6 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際旧中央卸売市場又は旧地方卸売市場に該当している卸売市場は、同号に掲げる規定の施行の際第一項又は第三項の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、

新卸売市場法第四条第七項又は第十三条第七項の規定にかかわらず、それぞれ中央卸売市場又は地方卸売市場と称することができる。

(卸売市場を開設する者の欠格事由に関する経過措置)

第四条 新卸売市場法第五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)(新卸売市場法第十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧卸売市場法第四十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により旧卸売市場法第八条の認可を取り消され、又は旧卸売市場法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により旧卸売市場法第五十五条の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第四条第一項の認定を取り消され、又は新卸売市場法第十四条において読み替えて準用する新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第十三条第一項の認定を取り消されたものとみなす。

(検討)

第十一条 政府は、この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第三十一条において同じ。)の施行後五年を目途として、食品等(新食品等流通法第二条第一項に規定する食品等をいう。以下この条において同じ。)の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する食品等の流通構造の実現の観点から、新卸売市場法及び新食品等流通法の規定についてそれぞれ検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

卸売市場に関する基本方針

第1 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

1 卸売市場の位置付け（法第1条、第2条、第4条及び第13条関係）

中央卸売市場及び地方卸売市場（以下単に「卸売市場」という。）が有する集荷及び分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要であり、卸売業者の集荷機能、仲卸業者の目利き機能等が果たされることにより、食品等の流通の核として国民に安定的に生鮮食料品等を供給する役割を果たすことが期待される。

他方、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応のためには、卸売市場を含めて新たな需要の開拓や付加価値の向上を実現することが求められる。

流通が多様化する中で、卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、特定の取引参加者を優遇する差別的取扱いの禁止のほか、取引条件や取引結果の公表等公正かつ透明を旨とする共通の取引ルールを遵守し、公正かつ安定的に業務運営を行うことにより、高い公共性を果たしていくことが期待される。

また、地方公共団体を始めとする開設者は、地域住民からの生鮮食料品等の安定供給に対するニーズに応えつつ、高い公共性を果たす必要がある。

2 卸売市場におけるその他の取引ルールの設定（法第4条第5項第6号及び第13条第5項第6号関係）

開設者は、法に基づき、取引参加者の意見を十分に聴いた上で、その他の取引ルールとして、次のような行為について遵守事項を定めることができる。

ア 商物分離

卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売業者による卸売

イ 第三者販売

仲卸業者及び売買参加者（開設者から事実行為として承認等を受けて卸売業者から卸売を受ける者をいう。以下同じ。）以外の者への卸売業者による卸売

ウ 直荷引き

仲卸業者による卸売業者以外の者からの買受け

エ 自己買受け

卸売業者による卸売の相手方としての買受け

オ 地方卸売市場における受託拒否の禁止

地方卸売市場において出荷者から販売の委託があった場合の卸売業者による受託拒否の禁止

開設者は、その他の取引ルールを定める場合には、卸売業者及び仲卸業者だけでなく出荷者や売買参加者を始めとする取引参加者の意見を偏りなく十分に聴き、議事録等を公表する等により今後の事業展開に関する新しいアイデア等を共有するほか、卸売市場の施設を有効に活用する新規の取引参加者の参入を促す等、取扱品目ごとの実情に応じて卸売市場の活性化を図る観点から、ルール設定を行う。

3 卸売市場における指導監督

(1) 開設者による指導監督（法第4条第5項第3号ハ及び第7号並びに第13条第5項第3号ハ及び第7号関係）

開設者は、取引参加者が遵守事項に違反した場合には、指導及び助言、是正の求め等の措置を講ずるとともに、卸売業者の事業報告書等を通じて卸売業者の財務の状況を定期的に確認する。

また、開設者は、卸売市場の業務を適正に運営するため、指導監督に必要な人員の確保等を行う。

(2) 国及び都道府県による指導監督（法第9条から第12条まで（第14条において準用する場合を含む）関係）

農林水産大臣及び都道府県知事は、毎年、開設者から卸売市場の運営の状況に関する報告を受けるとともに、卸売業者等の業務の状況を把握する。

また、農林水産大臣及び都道府県知事は、必要に応じ、開設者に対して報告徴収及び立入検査を行い、指導及び助言や措置命令の措置を講ずるほか、重大な法令違反等があった場合にはその認定を取り消すことにより、卸売市場における公正な取引を確保する。

第2 卸売市場の施設に関する基本的な事項

1 卸売市場の施設整備の在り方（法第4条第5項第8号、第13条第5項第8号及び第16条関係）

卸売市場は、都市計画との整合等を図りつつ取扱品目の特性、需要量等を踏まえ、売場施設、駐車施設、冷蔵・冷凍保管施設、輸送・搬送施設、加工処理施設、情報処理施設等、円滑な取引に必要な規模及び機能を確保する。

また、開設者の指定を受けて卸売業者、仲卸業者等が保有する卸売市場外の施設を一時的な保管施設として活用し、卸売市場の施設の機能を有効に補完する。

その上で、各卸売市場ごとの取引実態に応じて、次のような創意工夫をいかした事業展開が期待される。

(1) 流通の効率化

トラックの荷台と卸売場の荷受口との段差がなく円滑に搬出入を行うことができるトラックバースや、産地から無選別のまま搬入した上で一括して選果等を行う選別施設の整備、卸売市場内の物流動線を考慮した施設の配置等、卸売市場における流通の効率化に取り組む。

また、複数の卸売市場間のネットワークを構築し、一旦拠点となる卸売市場に集約して輸送した後他の卸売市場へと転送するハブ・アンド・スポーク等、他の卸売市場と連携した流通の効率化に取り組む。

(2) 品質管理及び衛生管理の高度化

トラックの荷台と低温卸売場の荷受口との隙間を埋めて密閉するドッグシェルターや、低温卸売場、冷蔵保管施設、低温物流センターの整備等によるコールドチェーンの確保に取り組む。

また、輸出先国のHACCP基準を満たす閉鎖型施設や、品質管理認証の取得に必要な衛生設備等、高度な衛生管理に資する施設の整備に取り組む。

(3) 情報通信技術その他の技術の利用

IoTを始めとする情報通信技術の導入により、低温卸売場の温度管理状況、保管施設の在庫状況、物流センターの出荷・発注状況等を事務所にいながらリアルタイムで把握できるようにする等、情報通信技術等の利用による効率的な商品管理等に取り組む。

(4) 国内外の需要への対応

加工食品の需要の増大に対応するための加工施設の整備、小口消費の需要の増大に対応するための小分け施設やパッケージ施設の整備等、国内の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

また、全国各地から多種多様な商品が集まる特性をいかし、加工や包装、保管、輸出手続等を一貫して行う輸出拠点施設の整備等、海外の需要に的確に対応するための施設の整備に取り組む。

(5) 関連施設との有機的な連携

主として生鮮食料品等の卸売を行う卸売市場の役割を基本としつつ、関係者間の調整を行った上で、卸売市場外で取引される食品等を含めて効率的に輸送する、既に市場まつり等の取組もなされているが、卸売市場の役割に支障を及ぼさない範囲で施設を有効に活用する、卸売市場から原材料を供給して加工食品を製造する等、卸売市場の機能を一層有効に発揮できるよう、卸売市場の内外において関連施設の整備に取り組む。

2 国による支援（法第16条関係）

卸売市場の施設の整備には、予算措置により国が助成し、特に中央卸売市場の開設者が食品等流通合理化計画に従って施設の整備を行う場合には、法に基づき、予算の範囲内において、その費用の10分の4以内を補助することができる。

第3 その他卸売市場に関する重要事項

1 災害時等の対応

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、災害等の緊急事態であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等に努めるとともに、開設者は、社会インフラとして迅速に生鮮食料品等を供給できるよう、地方公共団体と食料供給に関する連携協定の締結等に努める。

2 食文化の維持及び発信

開設者、卸売業者及び仲卸業者は、多種多様な野菜及び果物、魚介類、肉類等の食材の供給や、小中学生や消費者との交流等を通じて、食文化の維持及び発展に努める。

3 人材育成及び働き方改革

卸売業者及び仲卸業者は、人手不足の中で必要な人材を確保するため、労働負担を軽減する設備の導入、休業日の確保、女性が働きやすい職場づくり等、卸売市場の労働環境の改善に努める。

静岡県青果、花き及び食肉卸売市場事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号。以下「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）の規定に基づき、静岡県内の地方卸売市場開設者等が県知事に対して行う申請、届出及び報告書の提出等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ法、政令及び省令に定めるところによる。

(認定事項等)

第3条 地方卸売市場における申請書の様式、提出期限等については別表のとおりとする。

(認定申請書)

第4条 法第13条第2項に規定する省令第17条第1項の申請書の様式は、別記様式第1号とする。

2 前項の申請書には法第13条第3項及び省令第17条第3項で定める書類を添付するものとする。

(事業報告書)

第5条 法第13条第5項第5号の表の五の項（二）に規定する省令第21条第1項の事業報告書の様式は、別記様式第2号とする。

(認定事項の変更に係る認定申請書)

第6条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項に規定する省令第25条の申請書の様式は、別記様式第3号とする。

(認定事項の軽微な変更に係る届出書)

第7条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項に規定する省令第27条第1項の届出書の様式は、別記様式第4号とする。

(業務の休止又は廃止に係る届出書)

第8条 法第14条において読み替えて準用する法第7条に規定する省令第28条第2項の届

出書の様式は、別記様式第5号とする。

(地方卸売市場が中央卸売市場の認定を受けようとする場合の届出書)

第9条 法第14条において読み替えて準用する法第8条第2項に規定する省令第29条の届出書の様式は、別記様式第6号とする。

(運営状況報告書)

第10条 法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項に規定する省令第30条第1項の運営状況報告書の様式は、別記様式第7号とする。

附則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附則

この改正は、令和3年1月21日から適用する。

別表

様式	提出期限等	提出先	根拠法令等
認定申請書 (別記様式第1号)	認定を受けようとするとき	県に提出	・法第13条第1項 ・省令第17条第1項
事業報告書 (別記様式第2号)	事業年度ごとに、卸売業者の決算が総会等において承認されてから90日以内	開設者に提出	・法第13条第5項第5号 ・省令第21条第1項
変更に係る認定申請書 (別記様式第3号)	認定を受けた事項について変更しようとするとき (軽微な変更を除く。)	県に提出	・法第14条で準用する法第6条第1項 ・省令第25条第1項
認定事項の軽微な変更に係る届出書 (別記様式第4号)	認定を受けた事項のうち、以下の事項を変更した日から7日以内 1 開設者の名称、住所、代表者の氏名 (開設者の変更を伴うものを除く) 2 卸売市場の名称 3 卸売市場の施設の変更であって、その全ての施設の面積の10%以内を増減するもの 4 取扱品目ごとの数量及び金額に関する事項の変更 5 卸売市場の業務の運営体制に関する事項の変更のうち、開設者の組織の人員の増加又は10%未満の減少 6 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 7 卸売市場の業務の卸売業者に関する事項 (卸売業者の変更を伴うもの及びいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く) 8 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項 9 業務規程の変更 (法第13条第5項第3号イからハまで並びに第4号イ及びロに掲げる事項並びに遵守事項の内容の変更を伴うものを除く。)	県に提出	・法第14条で準用する法第6条第2項 ・省令第27条第1項 ※3から9は、運営状況報告書に変更した事項を記載することで届出書を省略することができる。
業務の休止又は廃止に係る届出書 (別記様式第5号)	休止又は廃止の日の30日前まで	県に提出	・法第14条で準用する法第7条 ・省令第28条第2項
地方卸売市場が中央卸売市場の認定を受けようとする場合の届出書 (別記様式第6号)	中央卸売市場の認定申請後速やかに	県に提出	・法第14条で準用する法第8条第2項 ・省令第29条
運営状況報告書 (別記様式第7号)	事業年度ごとに、卸売業者から事業報告書の提出を受けてから30日以内	県に提出	・法第14条で準用する法第12条第1項 ・省令第30条第1項

静岡県卸売市場関係資料(令和4年度 青果・花き編)

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県 経済産業部 農業局 農業戦略課 農業戦略班

電 話 : 054-221-3611 F A X : 054-221-2839